

○平成19年10月30日 第1回知的財産連携推進連絡会議  
 ○平成20年 3月24日 第2回知的財産連携推進連絡会議

(メンバー:農林水産省技術総括審議官以下及び経済産業省特許庁長官以下)

## 連携の進捗状況

## 今後の進め方

### 1. 農林水産関連の知的財産の保護・活用の基盤づくりに関する連携

#### [相談情報共有メカニズムの構築]

地方農政局等において相談窓口を設置(昨年12月)するとともに、地方農政局・地方経産局の連携による相談体制を構築。

#### [知的財産セミナー等の共同開催]

地方農政局と経済産業局等とが連携して知的財産セミナー等を共同で開催(全国3箇所で約200人参加)。

#### [研修システムの相互活用(講師の相互派遣等)]

両省はそれぞれの実施する研修に、相互の職員を講師として派遣。

#### [特許流通ノウハウの共有]

農林水産分野の知財発掘・活用について検討を実施。

#### [知財データベースの有機的連携の検討]

農林水産分野の知財活用データベースと、特許流通データベースの機能と連携したシステム構成等について検討を実施。

#### [相談サービスのレベルアップ]

両省の地方局等での相談情報の共有等により、効果的な解決策を短期間に提示できるよう努める。

#### [知的財産セミナー等の共同開催の拡大]

両省の地方局等での地域の実情に合わせたフェア、セミナー等の共同開催の拡大等により知的財産権制度の普及啓発の実効性を高める。

#### [農林水産分野に関する弁理士研修の強化]

弁理士等の農林水産・食品分野の知財関係知識(種苗法等)習得環境を充実させる。

#### [知財発掘・活用に向けた専門人材の活用]

農林水産分野の知財発掘・活用の円滑な実施に向けて、専門人材の活用を含む協力を進めていく。

#### [知財データベースの有機的連携の実施]

農林水産分野の知財活用データベースと特許流通データベースを効果的に連携させて環境整備を進めていく。(20年度から構築)

### 2. 諸外国における知的財産の保護強化に関する連携

#### [国際的な制度調和に向けた情報交換の実施]

諸外国との制度調和に関する両省の取組の情報交換を実施。

#### [模倣品問題解決に向けた情報交換の実施]

模倣品問題や商標問題等に関する情報交換を実施。

#### [官民合同ミッションへの共同参加]

農水産品に係る模倣品対策の要請等を連携して行うべく、本年2月に派遣した官民合同ミッション(インド)に両省から参加。

#### [国際制度調和に向けた連携の促進]

制度調和に関する取組みについて、引き続き両省の情報交換を行い、連携を図る。

#### [海外における権利保護を支援するための両省の連携の強化]

日本ブランドの農水産品・食品の輸出振興を図るため、アジア等海外における模倣品対策、商標問題等について情報交換し、被害企業への支援や情報提供等において連携を図る。また、官民合同訪中ミッションへの共同参加等、問題発生国の政府に対する制度改善要望等における連携を促進する。

### 3. 地域団体商標制度の活用に関する連携

#### [共催セミナーにおける地域団体商標制度の周知・普及]

地方農政局と地方経産局とが連携したセミナー等で地域団体商標制度の周知・普及を実施(全国3箇所で約200人参加)。

#### [地域の実情に合わせたセミナー等の共同開催の拡大](再掲)

両省の地方局等での地域の実情に合わせたフェア、セミナー等の共同開催の拡大等により地域団体商標制度の普及啓発の実効性を高める。

#### [地域団体商標の活用のためのテキスト作成における協力]

農林水産省による地域団体商標に係るテキスト作成等で経済産業省は活用事例の提供等により協力する。

### 4. 知的財産権制度に関する意見交換

#### [緊密な意見交換の実施]

両省が所管する知的財産権制度や商標制度の活用について意見交換を実施。

#### [利用しやすい知的財産権制度の検討]

引き続き、両省が所管する知的財産権制度に関して意見交換を行い、ユーザーが利用しやすい制度のあり方等について検討を進めていく。

地域における知的財産の創造・保護・活用の促進

産業競争力の強化、地域の活性化

## 知的財産分野における農林水産省と経済産業省の連携の進捗状況と今後の進め方について

平成20年3月24日  
農 林 水 産 省  
経 済 産 業 省

昨年10月に「知的財産分野における農林水産省と経済産業省の連携について」を公表して以来、地域における知的財産の創造、保護及び活用を更に促すため、農林水産省と経済産業省は、以下の分野において、地方支分部局も含め、密接かつ有機的に連携をとりつつ、各種施策を積極的に展開してきたところである。

平成20年度以降も引き続き両省が連携し、地域における知的財産の創造、保護及び活用という「知的創造サイクル」を加速化していく。

### 1. 農林水産関連の知的財産の保護・活用の基盤づくりに関する連携

#### (1) 地方農政局・地方経済産業局間の連携を通じた相談機能の強化

##### 【連携事項】

農林水産省は、農林水産分野における知的財産に関する相談に対する対応を強化するため、全国の地方農政局等に知的財産・地域ブランド等に関する総合的な相談窓口を設置する。

両省は、地方農政局等が特許、商標等に関する専門的な相談を受けた場合には、地方経済産業局、独立行政法人工業所有権情報・研修館（以下「情報・研修館」という。）日本弁理士会本部や全国にある日本弁理士会支部等を紹介するとともに、地方経済産業局等で受けた農林水産分野の相談については地方農政局、独立行政法人種苗管理センター等を紹介すること等により、相談者が迅速に問題解決できるような環境を整備する。

両省は、相談に関する情報、対応方法に関する情報を相互に提供、共有することにより、相談機能を強化する。

##### 【これまでの成果】

- ・ 相談情報共有メカニズムの構築：農林水産省は、全国にある地方農政局等において知的財産・地域ブランド等に関する総合的な相談窓口を設置した（別紙1参照）。また、両省は、地方農政局等及び経済産業局等（以下「両省の地方局等」という。）で、各々の専門分野を活かし相互に補完し合う相談への対応体制を構築した（別紙2参照）。

##### 【20年度以降の連携の方向性】

- ・ 相談サービスのレベルアップ：両省は、両省の地方局等での相談情報を共有すること等により、効果的な解決策を、より短期間に提示できるよう努める。

#### (2) 普及啓発機能の強化

##### 【連携事項】

両省が各種セミナー、研究会等での協力、情報共有を行うとともに、各地域において地方農政局と地方経済産業局が地域の実情に応じたセミナー等を共同で実施するなど、有機的に連携していく。

### 【これまでの成果】

- ・ 知的財産セミナー等の共同開催：東海農政局 - 中部経済産業局、北陸農政局 - 関東、中部及び近畿経済産業局、九州農政局 - 九州経済産業局で知的財産セミナー等を共同開催した（別紙 3 参照）
- ・ INPIT が農林水産省主催のフェアに出展：経済産業省所管の独立行政法人工業所有権情報・研修館（以下「INPIT」という。）が、農林水産省主催のアグリビジネス創出フェアに出展した（別紙 4 参照）
- ・ セミナー開催における相互協力：両省の地方局等が各地域で独自にセミナー等を開催する際に、周知活動、講師派遣、後援名義の提供等により協力した。

### 【20年度以降の連携の方向性】

- ・ 知的財産セミナー等の共同開催の拡大：両省の地方局等は、共同で地域の実情に合わせたフェア、シンポジウム、セミナー等を開催するなど知的財産権制度の普及啓発の実効性を高めるための連携を実施していく。
- ・ 技術移転による事業化促進：INPIT の協力のもと、農林水産分野のフェア等において、特許シーズに事業化プラン等を加えて、ライセンス、事業資金の支援等の申し出を募る場である特許ビジネス市を開催するなど、両省が連携して農林水産分野における技術移転による事業化を促す。

## （3）知的財産に関する知識を有する人材の育成

### 【連携事項】

農林水産分野において、知的財産に詳しい人材を育成するため、以下のような連携を行う。

農林水産省は、農林水産関係者の知的財産に関する知識の修得のために研修を実施するとともに、工業所有権制度の知識の習得のために情報・研修館の研修を活用するよう促す。

両省は、弁理士が農林水産業や食品産業関係の知的財産関係知識を習得する環境を整備するため、日本弁理士会への情報の伝達を円滑にし、日本弁理士会の行う研修を支援したり、弁理士が農林水産関係の研修等を受講するよう促す。

経済産業省は、製造業等における知的財産流通に関する業務経験のある人材の活用等、知的財産を活用する人材の育成のための研修ノウハウを、農林水産分野の知的財産人材育成のために提供する。

### 【これまでの成果】

農林水産関係者の知的財産に関する知識の修得

- ・ 研修システムの相互活用：INPIT が実施した政府関係機関職員向け知的財産研修を、農林水産省の職員が受講するとともに、両省はそれぞれの実施する研修に相互の職員を講師として派遣した。  
弁理士等の農林水産・食品分野の知的財産関係知識の習得環境の整備
- ・ 知財人材育成の基盤強化：「知的財産人材育成推進協議会作業部会」へオブザーバーとして両省が参加し、知的財産人材育成に関する情報収集及び人材育成分野におけるINPIT、日本弁理士会との連携について意見交換した。
- ・ 農林水産省と日本弁理士会の意見交換：農林水産省と日本弁理士会は、弁理士への植物新品種の育成者権制度に関する研修の実施等の今後の連携の方向性について検討し

た。

知的財産流通に関する人材の活用、人材育成

- ・ 農水 TLO の体制強化：INPIT は、農林水産省所管の技術移転機関（以下「農水 TLO」という。）に対し、技術移転の専門人材である特許流通アドバイザー 2 名を平成 20 年度に派遣することを決定した。
- ・ 特許流通ノウハウの共有：農林水産省が 20 年度以降実施予定の農林水産分野の知財発掘・活用のための事業を検討するに際して、経済産業省は特許流通に関する事業のノウハウを提供し、課題の検討を行った。

#### 【20 年度以降の連携の方向性】

農林水産関係者の知的財産に関する知識の修得

- ・ 弁理士会から農林水産省への研修講師派遣：農林水産省は、知的財産研修等を行うに当たって、経済産業省の協力のもと、日本弁理士会から講師の派遣を受ける。
- ・ 知的財産研修の充実・強化：農林水産省は、INPIT の政府関係機関職員向け知的財産研修を引き続き活用する。また、必要に応じて農林水産省の関心が高い知的財産関連科目をカリキュラムに加えるなど、知的財産研修について両省で引き続き検討を行う。
- ・ 知財人材育成機関との連携強化：両省は、農林水産分野の知的財産関連人材の育成を促進するために、知的財産人材育成推進協議会の協力を得て、同協議会参加機関である関係団体との連携を推進する。
- ・ 農林水産分野における知財人材育成の連携・実施：農水 T L O が全国複数箇所で開催する農林水産分野の研究者や知財実務者を対象とした人材育成事業において、セミナーやワークショップ等の実効性を高めるため両省が連携を実施していく。
- ・ 農林水産関係者に向けた知的財産研修等について、実効性を高めるための具体的な方策について、両省が検討を進めていく。

弁理士等の農林水産・食品分野の知的財産関係知識の習得環境の整備

- ・ 農林水産分野に関する弁理士研修の強化：日本弁理士会の実施する弁理士向け研修において種苗法等の講義の追加や当該講義の e - ラーニングコンテンツ化に向けて、農林水産省は講師の派遣等の協力を行う。

知的財産流通に関する人材の活用、人材育成

- ・ 知財発掘・活用に向けた専門人材の活用：農林水産省が 20 年度以降に実施する予定の農林水産分野の知財発掘・活用のための事業の円滑な実施に向けて、経済産業省は、専門人材の活用等も含めた具体的な協力内容の検討を進めていく。

#### (4) 知的財産関係の情報提供基盤の整備

##### 【連携事項】

農林水産省は、農林水産・食品分野における知的財産の活用等のための情報提供を実施するに当たって、情報・研修館が保有する特許流通データベースを活用する。経済産業省は、同データベース構築のノウハウ等を提供する。

##### 【これまでの成果】

- ・ 知財データベースの有機的連携の検討：農林水産省が構築している農林水産知的財産ネットワークポータルサイト上で提供を予定している農林水産分野の知財活用データ

ベースに関し、INPIT が保有する特許流通データベースの機能と連携したシステム構成等について、両省が検討した。

- ・ 知財情報分析の実施に向けた検討：経済産業省は、農林水産分野で進展が予想される技術を含めた特許出願動向調査を実施することを検討した。

【20年度以降の連携の方向性】

- ・ 知財データベースの有機的連携の実施：農林水産省が提供する農林水産分野の知財活用データベースと INPIT が保有する特許流通データベースとを効果的に連携させ、特許等の情報提供のための環境整備を進めていく。
- ・ 知財情報分析の実施：経済産業省は、農林水産分野で進展が予測される技術を含めた特許出願動向調査を実施する。

## 2. 諸外国における知的財産の保護強化に関する連携

### (1) 知的財産分野における制度調和の推進

【連携事項】

両省は、知的財産分野における制度調和を実現するため、各国政府との交渉状況等に係る情報共有や連携を強化する。

【これまでの成果】

- ・ 国際的な制度調和に向けた情報交換の実施：両省は、諸外国における知的財産制度の調和に関し、それぞれ以下の情報を提供し合い、情報を共有化した。

経済産業省：

特許制度調和についての先進各国との交渉状況、各国における制度調和に向けた動き（米国における先発明主義から先願主義への移行等）

日米欧三極における審査協力や様式統一等の協力、各国との特許審査ハイウェイの進捗状況及び今後の展望、途上国への審査結果提供の取組の紹介 等

農林水産省：

UPOV（植物新品種保護国際同盟）における取組

植物新品種に係る育成者権保護の制度調和について我が国が提唱した「東アジア植物品種保護フォーラム」における各国に対する調和的な制度整備実現への働きかけの状況 等

【20年度以降の連携の方向性】

- ・ 国際制度調和に向けた連携の促進：経済産業省における特許に係る制度調和・審査協力の取組と、農林水産省における育成者権保護に係る制度調和・審査協力の取組において連携を促進すべく、諸外国との交渉状況や協力の進捗等についての情報交換を引き続き実施する。

### (2) 模倣品問題の解決に向けた対応の強化

【連携事項】

東アジアをはじめとする海外における模倣品問題に対応し、両省は、各国政府への要請や協力提案等における情報共有・連携を強化する。また、これまで両省が有している海外における知的財産制度、模倣品問題の実態等に関する情報共有を促進する。

### 【これまでの成果】

#### 模倣品問題解決に向けた情報交換の実施

- ・ 経済産業省は、アジア太平洋地域を中心とした人材育成・機械化支援等のキャパシティビルディングの取組や、日中特許庁長官会合・商標長官会合やEPA（経済連携協定）等の二国間協議等の場における侵害発生国での知的財産権保護に向けた働きかけの状況、及び国内外における模倣品被害に係る調査結果等の情報を提供した。
- ・ 農林水産省は、育成者権の侵害対策のためDNAによる品種識別技術、種苗管理センターの「品種保護Gメン」による取組や、我が国のイニシアティブにより各国が共同で調和的な制度整備・充実を進めるための技術協力、人材育成等を推進する「東アジア植物品種保護フォーラム」の取組、諸外国の制度運営の支援のための植物新品種の審査官などを中心としたアジア各国からの研修生の受入等についての情報を提供した。
- ・ 日本ブランドの農水産品・食品の輸出振興を図るため、海外における商標等知的財産問題について、両省で意見交換を実施した。

#### 官民合同ミッションへの共同参加

- ・ 知財保護官民合同ミッションについて、農水産品に係る模倣品対策の要請等を連携して行うべく、2月に派遣した官民合同インドミッションに両省の担当官が参加した。

### 【20年度以降の連携の方向性】

- ・ 海外における権利保護を支援するための両省の連携の強化：日本ブランドの農水産品・食品の輸出振興を図るため、引き続きアジア等海外における模倣品対策、商標問題等について情報交換を行い、被害企業への支援や情報提供、問題発生国への働きかけ等において連携を図る。特に官民合同訪中ミッションへの共同参加等、海外への制度改善要望等における連携を促進する。

## 3. 地域団体商標制度の活用に関する連携

### 【連携事項】

農林水産省は、農林水産物や食品の地域ブランド化を推進するため、経済産業省の行う「地域団体商標制度」がより有効に活用されるよう、農林水産・食品産業関係者に対し当該制度の周知・普及を行う。

### 【これまでの成果】

- ・ 共催セミナーにおける地域団体商標制度の周知・普及：両省の地方局等が連携して開催したセミナーにおいて、「地域団体商標制度」の周知・普及を実施した。（再掲）  
（東海農政局 - 中部経済産業局，北陸農政局 - 関東、中部及び近畿経済産業局、九州農政局 - 九州経済産業局）

### 【20年度以降の連携の方向性】

- ・ 地域の実情に合わせた知的財産セミナー等の共同開催の拡大：両省の地方局等は、「地域ブランド」等地域の実情に合わせたフェア、シンポジウム、セミナー等を共同で実施することを予定しているが、その際必要に応じて地域団体商標制度の講演を行うなど、当該制度の普及・啓発の実効性を高める。
- ・ 地域団体商標の活用のためのテキスト作成における協力：農林水産省が地域団体商標

取得後の管理等に参考となるテキスト等を作成する際、経済産業省は、鉱工業品を含むこれまでの地域団体商標を活用した成功事例を紹介するなど協力を行う。

#### 4. 知的財産権制度に関する意見交換

##### 【連携事項】

両省は、農林水産物や食品の生産・流通実態に合った知的財産の適切な保護が行われるよう、商標権、育成者権等の知的財産権制度の出願、審査等の仕組みや運用に関し情報交換等を行う。

##### 【これまでの成果】

- ・ 緊密な意見交換の実施：両省は、両省が所管する知的財産権制度の仕組みの理解や運用、農林水産分野での商標制度の活用方法について、意見交換を実施した。
- 【20年度以降の連携の方向性】
- ・ 利用しやすい知的財産権制度の検討：引き続き、両省が所管する知的財産権制度に関して意見交換を行い、ユーザーが利用しやすい制度のあり方等について検討を進める。
- ・ 農林水産分野での商標活用に関する協力：農林水産分野での商標制度の活用方法について、引き続き意見交換し、活用方法の周知・普及を協力して行う。